- #F	上場株式の	非居住者	配当割額	株式等譲渡	特定配当等・特定	給与、公的年金等以外の	
主 非上場株式の 少額配当等	の特例	控除額	所得割額控除額	株式等譲渡所得の 全部の申告不要	所得に係る住民税の徴収方法		

## ※特定配当・特定株式等譲渡所得のすべてを申告不要制度を選択する場合はチェックしてください。

市民税・県民税で特定配当等・特定株式等譲渡所得のすべてを<u>申告不要とする以外</u>で、所得税と異なる課税方法を 選択する場合(個人市民税・県民税では一部のみ申告するなど)には、従来どおり、<u>市民税・県民税申告書の提出が必要</u>です。